

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1		目次				用語の定義	「構成員」と「構成企業」は同義という認識で相違ないかご提示頂きたい。	ご認識のとおりです。
2		目次				用語の定義	「不可抗力」とは市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し」とあるが、不可抗力には「法令等の変更」を含むこととして頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項で提示する予定です。
3		目次				用語の定義	「不可抗力」とは市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し」とあるが、不可抗力には「停電」を含むこととして頂きたい。	ご意見として伺います。
4		目次				用語の定義	「不可抗力」とは市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し」とあるが、不可抗力には「社会・経済情勢の悪化による間接影響（例えば、品切れによる納期遅延など）」を含むこととして頂きたい。	ご意見として伺います。
5		目次				用語の定義	「不可抗力」とは市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し」とあるが、不可抗力には「税制の変更」を含むこととして頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項で提示する予定です。
6	1	1	1-4			事業概要	図1-1 消化ガス売買契約とは、第5章5-4で規定する事業契約を指すもの（同一）でしょうか。	図1-1に記載している「消化ガス売買契約」を「事業契約」へ読み替えをお願いいたします。詳細は公告段階で開示する募集要項及び要求水準書にてご確認ください。
7	2	第1	5		(5)	事業範囲(環境価値の譲渡)	「環境価値を市に譲渡」とあるが、「譲渡金の金額」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	譲渡金ではなく、環境価値（J-クレジットや非化石証書等）の譲渡としてください。その価値は要求水準書（案）4-2-3(1)に示す電力量相当のものとしてください。
8	2	第1	5		(5)	事業範囲(環境価値の譲渡)	「環境価値を市に譲渡」とあるが、譲渡金として「事業者による調達相当額」を市にてご負担頂きたい。	環境価値の調達相当額は実施方針1-4に記載のとおり事業者側の負担です。そのことを考慮したうえで、消化ガス買取額の検討をお願いします。
9	3	第2	1		(1)	応募者の構成等(応募者)	参加表明後に構成員が応募資格要件に適合しない状況となった場合において、当該構成員を除外することや別企業を構成員として追加することなど「構成員の変更ができる」とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
10	3	第2	1		(3)	応募者の構成等(主たる業務)	「本事業の主たる業務は、市の承諾を得ることなく単独企業又は応募グループの構成員以外の第三者に委任又は請け負わせてはならない」とあるが、構成員が「主たる業務」を請け負ったうえで一部を下請等へ委託できるなど「構成員以外への請負・委託ができる」とすることを許容して頂きたい。	実施方針に記載のとおり市の承諾を得た上での第三者への委任又は請負いは可能です。
11	3	第2	1		(3)	応募者の構成等(主たる業務)	「本事業の主たる業務は、市の承諾を得ることなく単独企業又は応募グループの構成員以外の第三者に委任又は請け負わせてはならない」とあるが、参加表明後に応募グループ内で「主たる業務」を請け負う企業が追加が必要となった場合において「構成員の追加ができる」とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
12	3	第2	1		(4)	応募者の構成等(事業実施)	「JVによる事業実施又はSPCによる事業実施は任意」とあるが、「SPCとJVを組み合わせた構成での事業実施」とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
13	3	第2	1		(5)	応募者の構成等(SPCの設立)	「代表企業は議決権比率かつ持ち株比率で最大の出資比率となるものとし」とあるが、「各社の出資比率を限定しない」とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
14	3	第2	1		(5)	応募者の構成等(SPCの設立)	「全ての構成企業がSPCへ出資するものとする」とあるが、「全構成員が出資することを限定しない」とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
15	3	第2	1		(6)	応募者の構成等(SPCの設立)	「本事業の業務を実施する企業以外の出資は認めない。」とあるが、ここでの「企業」とは「構成員」および「構成員以外で業務を実施する企業」のことを指しているということでしょうか。	ここでの「企業」とは「構成員」を指します。本事業の業務を実施する企業のみが構成員となることを認めています。
16	3	2	2-1	(3)		応募者の構成等	本事業の主たる業務を委託することが禁止されていますが、本施設の維持管理や運転を構成企業の総合的な企画や指導の下であれば、外注することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は公告段階で開示する募集要項で提示する予定です。
17	4	第2	2		(2)①	応募資格要件	「令和6・7・8年度本市入札参加資格者名簿（工事）に登録」とあるが、登録の期限を「提案受付の時点まで」とすることを許容して頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項で提示する予定です。
18	4	第2	2		(2)①	応募資格要件	「応募する日において、09B諸設備工事（上下水道施設工事）に登録されていること」とあるが、登録の期限を「提案受付の時点まで」とすることを許容して頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項で提示する予定です。
19	4	第2	2		(2)⑥イ	応募資格要件	「平成22年度以降の日本国内での下水汚泥を含むバイオマス由来のメタン発酵ガスを精製利用したFIT制度又はFIP制度による発電事業（単一事業で発電能力の合計規模が1,000kW以上）の実績を有していること。」とあるが、代表企業もしくは構成員としての事業実施が実績に該当するという認識で相違ないかご提示頂きたい。	ご認識のとおりです。
20	4	2	2-2	(2)	⑥イ	応募資格要件	応募資格要件として「平成22年度以降のFIT実績」が求められていますが、当該実績には、平成22年度以前に事業契約を締結した事業であっても、平成22年度以降に事業が完了している、または現在も継続中である事業を含むとの理解でよろしいでしょうか。また、平成22年度以降に事業契約を締結した事業実績についても、応募資格要件を満たす実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	平成22年度以降に契約締結した事業を実績として認めます。

					事業者の募集・選定スケジュール	発電事業の場合、FIP事業計画認定の申請の3カ月前までに「再エネ特措法に基づく説明会」を周辺地域住民に対して実施する必要があります。 優先交渉権者は、基本協定の締結後直ちに、資源エネルギー庁の定める「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき「開催案内の通知範囲」を自治体に相談する必要があります。そのご回答は1カ月を目途に7月中旬までに連絡いただける認識で良いでしょうか。 例年通りであれば、FIP事業計画認定の申請締切は11月下旬となるので、8月中旬には本説明会を実施しなければなりません。2週間前に対象住民等に開催案内を通知するため、7月中旬には貴市の承諾のうえで、「開催案内の通知範囲」を決定しておく必要があります。	申請の手続きスケジュールは、協定締結後の協議とします。
21	5	3	3-1				
22	5	3	3-1		事業者の募集・選定スケジュール	前項の説明会において、周辺地域住民の質問への誠実な対応が求められています。本事業の実施（設備設置）に関して、周辺住民の反対意見があった場合、そのリスクは、実施方針10頁のリスク分担表（社会リスク、住民問題リスク、施設建設に係る…）より、事業者の負担範囲外となる理解でよろしいでしょうか。 事業反対により、説明会が再開となった場合、FIP事業計画認定申請に間に合わず、事業契約が締結できない可能性があります。	当該事象が発生した際に、原因や経緯を整理したうえで対応を検討するものと考えますが、事業者の帰責事由によるものではないと市が判断した場合は、事業者の負担範囲外となります。
23	6	第3	4		分析試料の提供	「消化ガス成分の分析を希望する場合市は分析試料（消化ガス）を提供する」とあるが、募集公告前にサンプリングさせて頂くことを許可して頂きたい。	消化ガスサンプルの提供期間は公告後、提案書の提出日までを予定しています。詳細は、公告後で開示する募集要項で提示する予定です。
24	6	3	3-4		分析試料の提供	消化ガスサンプルの提供期間に制限はございますでしょうか。	No. 23の回答のとおりです。
25	7	第4	4	1	優先交渉権者の選定方法	「公募型プロポーザル方式により事業者を選定する」とあるが、評価項目を明確にして頂くために、「評価項目」及び「評価項目別配点表」をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する優先交渉権選定基準で提示する予定です。
26	8	第5	4	2	事業契約内容	「事業契約書において事業契約を締結する優先交渉権者が遂行すべき業務内容を定める」とあるが、「業務内容」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	要求水準書（案）1-5-1に示す業務項目についての内容を想定しています。詳細は公告段階で開示する事業契約書（案）で提示する予定です。
27	8	第5	4	2	事業契約内容	「事業契約書において違約金等を定める」とあるが、「違約金等」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する事業契約書（案）で提示する予定です。
28	8	第5	4	4	契約保証金	「事業者は本契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない」とあるが、契約保証金の納付を不要として頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項または事業契約書（案）で提示する予定です。
29	8	第5	4	4	契約保証金	「事業者は本契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない」とあるが、「契約保証金の返還時期」をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項または事業契約書（案）で提示する予定です。
30	8	第5	4	4	契約保証金	「事業者は本契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない」とあるが、「契約保証金が返還されない場合」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項または事業契約書（案）で提示する予定です。
31	8	第5	4	4	契約保証金	「一定の場合には市は契約保証金の全部又は一部を免除することができる」とあるが、「一定の場合」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項または事業契約書（案）で提示する予定です。
32	8	5	5-4	4	契約保証金	「事業者は、本契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、一定の場合には、市は契約保証金の全部又は一部を免除することができ」と記載されていますが、ここで記載されている「一定の場合」とは具体的にご教示ください。	詳細は公告段階で開示する募集要項または事業契約書（案）で提示する予定です。
33	8	5	5-4	4	契約保証金	契約保証金は、「履行保証保険」や「保険証券」等による代替も可能でしょうか。	詳細は公告段階で開示する募集要項または事業契約書（案）で提示する予定です。
34	8	第5	4	4	契約保証金	「事業者が設置した施設の撤去費または消化ガス購入料の年額相当額以上とする」とあるが、提案ごとに金額が異なるという認識で相違ないかご提示頂きたい。	ご認識のとおりです。
35	8	5	5-4	4	契約保証金	「契約保証金は、事業者が設置した施設の撤去費または・・・とする。」とされていますが、撤去費は事業者提案による金額としてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、提案額の根拠の提出をお願いします。
36	8	第5	4	4	契約保証金	「事業者が設置した施設の撤去費または消化ガス購入料の年額相当額以上とする」とあるが、「大きい額」か「小さい額」のいずれを採用するのかご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項または事業契約書（案）で提示する予定です。
37	8	5	5-4	4	契約保証金	「契約保証金は、事業者が設置した施設の撤去費または消化ガス購入料の年額相当額以上とする。」と記載されていますが、撤去費または消化ガス年間購入量の安価な方以上を納めるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は公告段階で開示する募集要項または事業契約書（案）で提示する予定です。
38	8	第7			事業の継続が困難となった場合の措置	「事業の継続が困難となった場合」とあるが、「事業の継続が困難」の判断基準として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項及び事業契約書（案）で提示する予定です。
39	8	第7			事業の継続が困難となった場合の措置	「事業の継続が困難となった場合の措置」とあるが、「措置」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項及び事業契約書（案）で提示する予定です。
40	8	第7			事業の継続が困難となった場合の措置	「事業の継続が困難となった場合の措置」とあるが、「事業終了」となった場合の事業者負担は「契約保証料のみ」という認識で相違ないかご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する募集要項または事業契約書（案）で提示する予定です。
41	8	5	5-3		SPCの設立	実施方針5-3及び5-4について、①SPCを設立する場合、事業用地の占用許可、建築基準法第48条ただし書き許可、FIP制度の事業計画認定、各種公害関係の届出の申請者名義はいずれもSPCとなるの理解でよろしいでしょうか、②基本協定締結（令和9年6月中旬予定）からSPC設立、事業契約締結までの想定スケジュールをご教示ください。③SPC設立前に代表企業名義で許認可手続を先行して行うことの可否、をご教示ください。	①原則、ご理解のとおりです。その他の場合は③に示すとおりです。②基本協定締結後速やかにSPC設立をお願いします。FIP制度または託送原価配賦制度に係る手続き完了等、本事業の実施の見込みがつき次第、事業契約締結を想定しています。③事業者にて所管省庁へ確認をお願いします。
42	8	5	5-4		事業契約の締結	事業契約とは、図1-1消化ガス売買契約を指すものでしょうか。	No. 6の回答のとおりです。

43	10, 11	別紙			リスク全般について	事業者側の消化ガス受入義務が免責となる場合において、大阪市側の逸失利益（消化ガス売却収入の減少）ならびに二次的損害のリスク負担者は「市」として頂きたい。	ご意見として伺います。
44	10, 11	別紙			リスク全般について	停電時について、「消化ガスの購入は不要」とすることを許容して頂きたい。	停電時に事業者の責によらず熱供給の継続が困難となった場合に限り、事業の一時中断を認めます。
45	10, 11	別紙			リスク全般について	停電時について、「消化槽加温に必要な熱量の供給は不要」とすることを許容して頂きたい。	No. 44の回答のとおりです。
46	10	別紙		(1)	契約不成立リスク	「市の責めに帰すべき事由」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	市の債務不履行の場合を想定しています。
47	10	別紙		(1)	契約不成立リスク	「事業者の責めに帰すべき事由により、選定事業者と契約が結ばない、又は契約手続に時間がかかる等」のリスク負担者を「事業者」と分類されているが、「FIP制度への申請」「託送原価配賦制度への申請」が不調になった場合において、事業者がペナルティを課せられることなく契約辞退できる内容とすることを許容して頂きたい。	当該事象が発生した際に、原因や経緯を整理したうえで対応を検討するものと考えますが、事業者の帰責事由によるものではないと市が判断した場合は、ペナルティは発生しません。
48	10	別紙		(1)	(1) 事業者選定段階 契約不成立リスク	都市ガス導管注入で提案する場合において、託送料金審査は優先交渉権者の選定後になると、経済産業省より言われております。よって、託送料金が提案受付（全体）時に想定していた料金より安価になった場合、ここで言う「事業者の責めに帰すべき事由」に該当せず「上記以外の場合」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。よって契約不成立の場合にペナルティは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。仮にペナルティとして指名停止措置等が適用される場合、代表企業に限定するなどの措置を検討ください。	No. 47の回答のとおりです。
49	10	別紙		(1)	(1) 事業者選定段階 契約不成立リスク	消化ガス発電（FIP）で提案する場合、FIPの事業計画認定は優先交渉権者の選定後になります。地域説明会における住民反対で申請が遅延し認定が受けられなかった場合や、認定申請の締切が例年より早く間に合わなかった場合などは、ここで言う「事業者の責めに帰すべき事由」に該当せず「上記以外の場合」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。よって契約不成立の場合にペナルティは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。仮にペナルティとして指名停止措置等が適用される場合、代表企業に限定するなどの措置を検討ください。	No. 47の回答のとおりです。
50	10	別紙		(2)	政策関連リスク（法令変更リスク）	法令変更リスクのリスク負担者は「市」として頂きたい。	本事業は民設民営事業であり、当該のリスク負担者は事業者と考えます。ただし、注1のとおり、市も消化ガス買取単価の調整等によりリスクを一部負担します。
51	10	別紙		(2)	政策関連リスク（許認可・届出リスク）	「事業者が取得する許認可及び届出に関するもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、「FIP制度への申請」「託送原価配賦制度への申請」が不調になった場合において、事業者がペナルティを課せられることなく契約辞退できる内容とすることを許容して頂きたい。	No. 47の回答のとおりです。
52	10	別紙		(2)	政策関連リスク（税制リスク）	「法人税の変更に関するもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、税制リスクのリスク負担者は「市」として頂きたい。	該当のリスク負担者は事業者と考えます。
53	10	別紙		(2)	政策関連リスク（税制リスク）	「消費税等の変更に関するもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、税制リスクのリスク負担者は「市」として頂きたい。	該当のリスク負担者は事業者と考えます。
54	10	別紙		(2)	政策関連リスク（税制リスク）	「建物所有に関するもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、税制リスクのリスク負担者は「市」として頂きたい。	該当のリスク負担者は事業者と考えます。
55	10	別紙		(2)	政策関連リスク（税制リスク）	「その他新税に関するもの」のリスク負担者は「市」と事業者」とされているが、税制リスクのリスク負担者は「市」として頂きたい。	該当のリスク負担者は、その性質により市または事業者が負担するものと考えます。
56	10	別紙		(2)	社会リスク（第三者賠償リスク）	「市の事由」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する基本協定書（案）及び契約書（案）で提示する予定です。
57	10	別紙		(2)	経済リスク（物価リスク）	「インフレ・デフレに関するもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、インフレ起因による事業性悪化については事業見直し（消化ガス購入単価の見直し、等）に同意頂ける内容とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
58	10	別紙		(2)	経済リスク（金利リスク）	「金利の変動に関するもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、金利上昇起因による事業性悪化については事業見直し（消化ガス購入単価の見直し、等）に同意頂ける内容とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
59	10	別紙		(2)	債務不履行リスク（制度適用リスク）	「売却益を確保するための制度の適用を受けられなかった場合」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、「FIP制度への申請」「託送原価配賦制度への申請」が不調になった場合において、事業者がペナルティを課せられることなく契約辞退できる内容とすることを許容して頂きたい。	No. 47の回答のとおりです。
60	10	別紙		(2)	債務不履行リスク（契約解除リスク）	「市の債務不履行」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	要求水準書（案）1-5-2に示す業務項目を市が適切に実施しない場合を想定しています。
61	10	別紙		(2)	債務不履行リスク（不可抗力リスク）	不可抗力リスクのリスク負担者は「市」として頂きたい。	ご意見として伺います。
62	10	別紙		(2)	債務不履行リスク（不可抗力リスク）	「天災等による設計変更・中止・延期」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、天災等のリスク負担者は市として頂きたい。	ご意見として伺います。
63	10	別紙		(2)	債務不履行リスク（不可抗力リスク）	「天災等による設計変更・中止・延期」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、消化ガスの購入については免責事項として頂きたい。	ご意見として伺います。
64	10	別紙		(2)	債務不履行リスク（不可抗力リスク）	「天災等による設計変更・中止・延期」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、消化槽加温に必要な熱量の供給については免責事項として頂きたい。	ご意見として伺います。
65	10	別紙		(2)	債務不履行リスク（不可抗力リスク）	不可抗力には「停電」を含むこととして頂きたい。	ご意見として伺います。

66	10	別紙		(2)	債務不履行リスク(不可抗力リスク)	不可抗力には「社会・経済情勢の悪化による間接影響(例えば、品切れによる納期遅延など)」を含むこととして頂きたい。	ご意見として伺います。
67	10	別紙		(2)	(2) 共通段階 法令変更リスク	「本事業に直接影響を及ぼす法令の変更によるもの」とは、具体的な事例をご教示ください。	詳細は公告段階で開示する基本協定書(案)及び契約書(案)で提示する予定です。
68	10	別紙		(2)	(2) 共通段階 住民問題リスク	「維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの」のリスク負担者は事業者との記載がございますが、本事業そのものに係る住民反対運動・訴訟等に関するリスク負担者は貴市との理解でよろしいでしょうか。	本事業そのものに係る住民反対運動・訴訟等が事業者の帰責事由によるものではない場合は、市の負担と考えます。
69	10	別紙		(2)	(2) 共通段階 住民問題リスク	本施設の建設についての住民反対は、事業者責任による紛争ではないため、貴市の責任と負担において紛争解決いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	住民反対運動・訴訟等が事業者の帰責事由によるものではない場合は、市の負担と考えます。
70	10	別紙		(2)	(2) 共通段階 第三者賠償リスク	「不可抗力により第三者に与えた損害」とは、具体的な事例をご教示ください。	詳細は公告段階で開示する基本協定書(案)及び契約書(案)で提示する予定です。
71	10	別紙		(2)	(2) 共通段階 債務不履行リスク 制度適用リスク	「売却益を確保するための制度の適用を受けられなかった場合」のリスクが事業者負担とされていますが、例えばFIPの事業計画認定は優先交渉権者の選定後になり、地域説明会における住民反対で申請が遅延し認定を受けられなかった場合や、認定申請の締切が例年より早く間に合わなかった場合など、事業者の責めに帰すべき事由だけでなく、貴市の対応や協力状況等、貴市の責めに帰すべき事由に起因する場合も想定されます。 そのため、一律に事業者負担とするのではなく、原因者負担の原則に基づき、貴市の責めに帰すべき事由による場合は貴市負担、事業者の責めに帰すべき事由による場合は事業者負担となるよう、リスク分担の記載を修正いただけないでしょうか。	ご意見として伺います。 なお、地域説明会における住民反対や認定申請の締切の例年からの変更による制度認定の遅延は市の責めに帰すべき事由に該当しないものと考えます。
72	10	別紙		(2)	(2) 共通段階 債務不履行リスク 制度適用リスク	本実施方針公表時点で基準価格は未確定と理解しております。令和9年度の基準価格が令和8年度(税抜35円/kWh)を下回った場合には、消化ガス買取単価の調整等、協議させて頂ける理解でよろしいでしょうか。	提案書の受付期限は実施方針3-1に記載のとおり令和9年5月上旬を予定しています。この時点で公表されている基準価格に基づき、適切な消化ガス買取単価の提案をお願いします。
73	10	別紙		(2)	(2) 共通段階 債務不履行リスク 不可抗力リスク	天災等による設計変更・中止・延期となった場合、貴市がリスクを負担する方法は、消化ガス買取単価の調整等との事ですが、消化ガス買取単価の調整だけでは事業の運営が立て直しが出来ない場合には、事業者の判断により事業を中止としてもよろしいでしょうか。また、その際のペナルティーは無いとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は公告段階で開示する募集要項または事業契約書(案)で提示する予定です。
74	10	別紙		(3)	計画・設計リスク(事前調査リスク)	「事業者による独自調査及び調査の必要性の判断に関するもの」のリスク負担は「事業者」に分類されているが、募集公告から提案受付までの間に試掘調査を実施することを許容して頂きたい。	募集公告段階での試掘調査の実施は認めません。
75	10	別紙		(3)	計画・設計リスク(事前調査リスク)	募集公告前に現地調査させて頂くことを許容して頂きたい。	現地確認は公告後に実施するものとします。詳細は公告段階で開示する募集要項で提示する予定です。
76	10	別紙		(3)	(3) 施工計画・設計段階 計画・設計リスク	地質条件や土壌汚染土、地中埋設物等の調査は、本事業契約後の事業者による調査と考えます。 契約前の施設の計画や設計は市の公開資料によるものとし、契約後に実施した調査の結果施設の計画や設計の見直しが必要となる時、想定が出来ない不可抗力となる為、その責は事業者側に無いものと理解しますがよろしいでしょうか。	市が必要と判断し、事業者が実施した調査については、市の開示資料で予見不可能な調査結果により施設の計画や設計の見直しが必要となる場合は協議の対象とします。ただし、地下埋設物については、杭及び大規模水構造物は協議対象、配管類等は協議対象外とします。 なお、事前調査は協定締結後に実施可能です。
77	10	別紙		(4)	建設リスク(工事遅延リスク)	「工事が契約より遅延し完工しないリスク」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、不可抗力による遅延については免責事項として頂きたい。	ご意見として伺います。
78	10	別紙		(4)	建設リスク(コスト・オーバーラン・リスク)	「上記以外の工事費の増大・予算超過」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、インフレ起因による工事費増大等については事業見直し(消化ガス購入単価の見直し、等)に同意頂ける内容とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
79	10	別紙		(4)	建設リスク(コスト・オーバーラン・リスク)	「上記以外の工事費の増大・予算超過」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、金利上昇起因による工事費増大等については事業見直し(消化ガス購入単価の見直し、等)に同意頂ける内容とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
80	10	別紙		(4)	建設リスク(コスト・オーバーラン・リスク)	「上記以外の工事費の増大・予算超過」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、不可抗力による工事費増大等については事業見直し(消化ガス購入単価の見直し、等)に同意頂ける内容とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
81	10	別紙		(4)	建設リスク(コスト・オーバーラン・リスク)	「事業用地の配管等既設埋蔵物当による費用増加」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、リスク負担者は「市」として頂きたい。	ご意見として伺います。
82	11	別紙		(4)	(4) 施設建設段階 建設リスク コスト・オーバーラン・リスク	「事業用地の配管等既設埋蔵物等による費用増加」は事業者の負担とされていますが、要求水準書2-3-6「事業用地のうち、土壌汚染された箇所については、事業者は施工及びその処分において適切な対応をとること。既に調査済みの土壌汚染に関する資料は、別途提供」とされています。よって、未調査部分に土壌汚染が発見された場合は、協議としてください。	No. 76の回答のとおりです。
83	11	別紙		(4)	(4) 施設建設段階 建設リスク コスト・オーバーラン・リスク	「事業用地の配管等既設埋蔵物等による費用増加」は事業者の負担とされていますが、要求水準書2-3-5「本工事で事前に試掘の結果、地下埋設物が本工事、施設に支障となり移設を必要とする場合は、市に調査、図面等资料を提出の上、協議」とされています。よって、貴市が開示した図面等で明記されていない埋蔵物、埋設物が発見された場合は、協議としてください。	No. 76の回答のとおりです。
84	11	別紙		(4)	(4) 施設建設段階 建設リスク コスト・オーバーラン・リスク	上記と同様に、貴市が開示した図面等で明記されていない埋蔵物、埋設物による工期遅延のリスクも事業者で制御できないリスクですので、協議としてください。	No. 76の回答のとおりです。

85	11	別紙	(4)	(4)施設建設段階 建設リスク コスト・オーバーラン・リスク	天災その他不可抗力による建設リスクは、事業者側に無いものと理解しますがよろしいでしょうか。	No. 50の回答のとおりです。
86	10	別紙	(5)	維持管理・運営コストリスク	「市の責めに帰すべき事由」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する基本協定書（案）及び契約書（案）で提示する予定です。
87	10	別紙	(5)	維持管理・運営コストリスク	「上記以外の維持管理・運営費の増大」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、インフレ起因による維持管理・運営費増大等については事業見直し(消化ガス購入単価の見直し、等)に同意頂ける内容とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
88	10	別紙	(5)	維持管理・運営コストリスク	「上記以外の維持管理・運営費の増大」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、金利上昇起因による維持管理・運営費増大等については事業見直し(消化ガス購入単価の見直し、等)に同意頂ける内容とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
89	10	別紙	(5)	維持管理・運営コストリスク	「上記以外の維持管理・運営費の増大」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、不可抗力による維持管理・運営費増大等については事業見直し(消化ガス購入単価の見直し、等)に同意頂ける内容とすることを許容して頂きたい。	ご意見として伺います。
90	10	別紙	(5)	計画変更リスク	「市の事由」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する基本協定書（案）及び契約書（案）で提示する予定です。
91	11	別紙	(5)	計画変更リスク	「天災その他不可抗力によるもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、消化ガスの購入については免責事項として頂きたい。	ご意見として伺います。
92	11	別紙	(5)	計画変更リスク	「天災その他不可抗力によるもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、消化槽加温に必要な熱量の供給については免責事項として頂きたい。	ご意見として伺います。
93	11	別紙	(5)	計画変更リスク	「天災その他不可抗力によるもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、津波・洪水発生時における消化ガスの購入については免責事項として頂きたい。	要求水準書（案）別紙1-7に示すとおり、津守下水処理場の運転管理に関わる施設（熱供給施設）は、浸水予防高までの内水氾濫や外水氾濫が起きた際も機能を喪失しないよう設計し、事業継続をお願いします。
94	11	別紙	(5)	計画変更リスク	「天災その他不可抗力によるもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、津波・洪水発生時における消化槽加温に必要な熱量の供給については免責事項として頂きたい。	No. 93の回答のとおりです。
95	11	別紙	(5)	計画変更リスク	「天災その他不可抗力によるもの」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、津波・洪水発生時における消化槽加温に必要な熱量の供給について、定められた条件(津波水位、等)を超える場合、免責事項として頂きたい。	No. 93の回答のとおりです。
96	11	別紙	(5)	施設・設備損傷リスク	「市の事由」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する基本協定書（案）及び契約書（案）で提示する予定です。
97	11	別紙	(5)	消化ガスの変動リスク(ガス減少リスク)	「消化ガス量の最低供給量までの減少分は事業者が負担するが、それを超過して減少した場合、市は協議に応じる。」とあるが、「協議」ではなく事業者の実損失額を負担頂きたい。	ご意見として伺います。
98	11	別紙	(5)	消化ガスの変動リスク(性状変化リスク)	「市が提供する消化ガス性状に関するもの」のリスク負担は「事業者」と分類されているが、条件範囲外の消化ガスの購入は免責事項として頂きたい。	ご意見として伺います。
99	11	別紙	(5)	環境価値の調達リスク(コスト増減リスク)	「市場価格の変動による調達コスト増減」のリスク負担は「事業者」と分類されているが、譲渡金として「事業者による調達相当額」を市にてご負担頂きたい。	ご意見として伺います。
100	11	別紙	(5)	(5)維持管理・運営段階 維持管理・運営コストリスク	天災その他不可抗力による維持管理・運営コストリスクは、事業者側に無いものと理解しますがよろしいでしょうか。	No. 50の回答のとおりです。
101	11	別紙	(5)	(5)維持管理・運営段階 計画変更リスク	天災その他不可抗力により施設が被災した場合、貴市がリスクを負担する方法は、消化ガス買取単価の調整等との事ですが、消化ガス買取単価の調整だけでは事業の運営が立て直しが出来ない場合には、事業者の判断により事業を中止としてもよろしいでしょうか。また、その際のペナルティーは無いとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は公告段階で開示する事業契約書（案）で提示する予定です。
102	11	別紙	(5)	(5)維持管理・運営段階 施設・設備損傷リスク	(5) 維持管理・運営段階 「市の事由による事故・火災に伴う施設・設備の損傷」のリスク分担が空欄です。貴市の負担と考えます。	ご認識のとおりです。
103	11	別紙	(5)	(5)維持管理・運営段階 消化ガス変動リスク	「消化ガス性状変動リスク」が事業者の負担となっています。 事業者で制御できないリスクですので、ガス量と同様に、一定の値を超えた変動は、貴市の負担としてください。 例えば、メタン濃度が著しく低い消化ガスは、発電(FIP)やガス精製(都市ガス導管注入)の原料として使用できません。また、濃度の高い硫化水素は設備の損耗を早めて維持管理費を増大させます。消化ガス成分の保証範囲をご検討ください。そこから逸脱した消化ガスについては、事業者と協議のうえで買取(民間事業者設備への受け入れ)から免除できるものし、相当のガス量を同リスク分担表の「市が提供する消化ガス量」から控除してください。	ご意見として伺います。
104	11	別紙	(5)	(5)維持管理・運営段階 消化ガス変動リスク	「消化ガス量変動リスク」の負担の協議が整わない場合は、注3より、貴市が内容を決定するとありますが、注2と同様に、消化ガス買取単価を原資に事業者の喪失利益を補填するようご検討ください。 要求水準書 P18 第3章 3-1-1 (3)③の記載内容の「事業者へ供給する量がこの保証量に満たない場合は、市はガス売却単価(3-2-1参照のこと)の調整を行って事業者の最低利得を保証する。」との理解でよろしいでしょうか。	詳細は公告段階で開示する要求水準書及び基本協定書（案）で提示する予定です。
105	11	別紙	(5)	(5)維持管理・運営段階 消化ガス変動リスク	「消化ガス量」が計画値から減少したことにより、事業者の毎年の利益が確保できなくなった場合(事業継続が困難となった場合)、任意の事業撤退を許容願います。	ご意見として伺います。

106	11	別紙		(5)	(5)維持管理・運営段階 環境価値の調達リスク	環境価値の調達コストは市場価格の影響を受けるため、その価格変動は事業者がコントロールできるリスクではありません。したがって、市場価格の変動による調達コストの増減については、協議とさせていただきます。	ご意見として伺います。
107	11	別紙		(5)	その他	消化ガスの買取量について、事業期間20年間を通じて一定量とするのではなく、将来の人口減少や汚泥発生量の変化を考慮し、年度ごとに変動する買取量を設定することは可能でしょうか。	ご意見として伺います。
108	11	別紙		(6)	(6)施設撤去段階 撤去リスク	天災その他不可抗力による撤去リスクは、事業者側に無いものと理解しますがよろしいでしょうか。	No. 50の回答のとおりです。
109	11	別紙		(6)	撤去リスク(工事遅延リスク)	「工事が契約より遅延し完工しないリスク」のリスク負担者は「事業者」と分類されているが、不可抗力による遅延については免責事項として頂きたい。	No. 50の回答のとおりです。